

裁判所書記官印

本 人 調 書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成29年(ワ) 第125号 平成29年(ワ) 第535号 平成30年(ワ) 第468号
期 日	令和2年10月2日 午前10時00分
氏 名	海保寛
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

なにごと かく いつわ
何事も隠さず、 偽りを述べない

ことを誓います。

氏名 海保 寛



速記録（令和2年10月2日 第12回口頭弁論）

事件番号 平成29年（ワ）第125号、同第535号
平成30年（ワ）第468号

本人氏名 海保 寛

原告ら代理人（久保山）

甲D第1号証（陳述書）を示す

- 1 そちらの陳述書の署名欄に署名がありますけれども、それはあなたが署名したもので間違いありませんか。
間違いありません。
- 2 この陳述書の内容について、どこか修正はありませんか。
修正するところはありません。
- 3 証人である海保さんは元裁判官でいらっしゃいますね。
はい。
- 4 あなたは昭和41年に裁判官に任官し、初任地の札幌地家裁室蘭支部を振り出しに、東京、旭川、大阪、二つの支部などを転勤した後、福岡高裁宮崎支部支部長、鹿児島地家裁所長を経て、平成14年に退官されたという経歴で間違いありませんか。
間違いありません。
- 5 海保さんは、安保法制に関する閣議決定と国会決議をどのように受け止められていますか。
これは、解釈改憲は決してしてはならないということが早い時期から言われておりますし、9条の憲法改正論者である政治家も当然了承していたところです。ところが今回、この禁じ手を使って解釈改憲をいたしました。これは戦後の政治の歴史の中で最大の暴挙だと思います。
- 6 その戦後の歴史の中で最大の暴挙という点ですが、それは過去の歴代内閣の

行為と比べても見過ごすことはできないという御趣旨ですよね。

そうです。

- 7 具体的に言うと、過去の歴代内閣と安倍内閣の間にはどのような違いがあるのでしょうか。

歴代内閣の中でも、憲法9条の改正について非常に積極的であった中曾根氏、日本列島空母化ということまで言った方ですが、その中曾根内閣もこの禁じ手は使いませんでした。ところが、この安倍内閣は、この禁じ手を使ってしました。これは見過ごすことのできないことであるというふうに私は受け取りました。

- 8 この裁判で海保さんが原告となられた理由というのは、どのようなものでしょうか。

内閣や国会が不法行為を行ったとき、これを是正するのが裁判所の役割です。特に今回のようなことについては裁判所がきちんと正さないと国政は乱れて、国民の権利は侵害され、国民は不幸になります。過去の大戦の失敗を繰り返さないために、今ここで声を上げなければならぬと、そう私は考えました。

- 9 海保さんにはこの裁判の一番最初冒頭、第1回口頭弁論期日において、裁判所の役割について意見陳述をしていただいてますね。

はい。

- 10 海保さんは、この意見陳述を、「司法は、権力者にとって最も邪魔な存在ですが、国民にとっては最も信頼できる国家機関です。」と締めくくられ、裁判所に対する信頼について述べていただきましたが、このときの海保さんの御意見というのは今でも変わっておりませんか。

変わっていません。

- 11 海保さんの裁判官としての御経験を踏まえてお聞きしますが、裁判官が憲法9条をめぐる訴訟で政権の意向とかを配慮するといったことはあるんでしょ

うか。

これは憲法9条をめぐる訴訟の第1号の砂川事件、この事件で時の最高裁長官だった田中長官がマッカーサーと話をしたということが明らかになりました。これは国民にとって非常に驚くべきことであって、裁判官も時の政治権力にやはり同調するというか、従うというか、そういうものなのだというふうな受け取り方をしたと思います。しかし私は、先の大戦で司法が行った失敗、この経験を踏まえて、戦後の裁判官の多くは二度と政権に迎合したり影響を受けたり、そういうことはしないという信念を持っていると思います。その信念は代々裁判官が受け継がれていると思います。根づいていると思います。

- 12 それは、憲法9条をめぐる訴訟全般について、そう言えますか。

憲法9条をめぐる裁判というのは、それほど多くありません。中にはその訴訟について憲法判断をしない判決もあります。それについてはいろんな意見がございます。やはり政権の意向を配慮したんではないかという意見もありますが、私は判決文を読むと、その事件が憲法9条の議論をするのにふさわしい事件かどうか、それを判断して、裁判官はそれがふさわしいと思ったときには憲法9条の判断をし、ふさわしくないと思ったときにはそれには触れないという判決をしているというふうに私は受け取っております。

- 13 今回のこの安保訴訟というのは全国各地で行われているんですが、この安保訴訟では政権の意向を酌んだのではないかとの疑惑が特に強くささやかれているように思いますが、今回の安保訴訟とこれまでの9条をめぐる訴訟とは全く同じように考えられるものなんでしょうか。

これは全く違う訴訟形態だと思っております。それは、憲法9条の解釈改憲が許されるかどうかというのが、この訴訟での本質的な問題です。今までの訴訟はそういうものではございませんでした。したがつ

て、従前の訴訟と今回のこの訴訟とでは基本的に違いがあります。

14 その二つの訴訟で全く違うというのは、この訴訟においては憲法判断もちゃんとしなくてはならないと、このようなことになるのでしょうか。

事件の内容から見て、当然憲法判断をしなければならないというふうに私は考えております。

15 しかし、この安保訴訟、全国でやられていますけれども、他庁の訴訟では憲法判断をしなかったもの、そういう判決も多数出ていますが、これはどういうことなんでしょうか。

私はこの原告になるに当たって、自分が法務大臣だったらどう考えるかということを検討しました。憲法判断を裁判所が行うとしたら、どういう判断をするかというのは、予測はつきません。裁判官は独立ですから。違憲だというような判断がなされたら、これは大変なことです。したがって、憲法判断は回避してもらいたい。そのためには、どういう構成をするかというと、原告らが主張している権利はないんだと、そういうところに焦点を持っていって憲法判断を回避するシナリオを考えるというふうに思いました。しかし、この憲法判断を回避するために、原告の主張している権利がないということを突き詰めて検討していくと、それで押し切れない問題があります。そのところをこれまでの裁判所の判決は追究が足りないというふうに私は思っております。

16 最後に、現在、裁判所に対して、どのような思いを抱いているか御説明ください。

先の大戦の中で、裁判の公正を貫いた裁判官は少ないんです。その中で大審院判事であった三宅正太郎判事は、それを貫きました。そして、戦後に後輩裁判官のために裁判の書を書きました。これは裁判官必読の書であると私は思っております。その中に愚直という標題の文章が

ございます。それは裁判に対する心構えとして、裁判官は自分の知恵や才覚に頼らず、事件の核心に向かって愚直に追究することだと、こう述べております。私はこの法廷の裁判官は愚直にこの事件の本質を追究してくれると、そういうふうに思っております。

原告ら代理人（松田）

- 17 先ほど、ほかの判決では、政権の意向とは関係なく裁判官が判断するのに議論では押し切れないものがあるという御証言をされました。双方の主張を丹念に検討すれば、それは分かると、そういう御証言をされました。
そうです。

- 18 その点について、若干少しかみ碎いてお話しいただけますでしょうか。

これは、この事件の本質は国民主権に関わることです。この国民主権についてどういうふうに考えるか、これを突き詰めて考えていくば、おのづからその問題点というものははっきりしてくると思います。

被告指定代理人（阿波野）

- 19 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美 